

明石市国民保護計画

(資 料 編)

2025 年 9 月

明 石 市

目 次

第 1	条例・要綱関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	明石市国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	明石市国民保護協議会運営要綱・・・・・・・・・・・・	3
	明石市国民保護対策本部及び明石市緊急対処事態対策本部条例・・・・・・・・	5
	明石市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・・・・・・・・	7
	明石市消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱・・・・・・・・	18
第 2	組織関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
1	明石市国民保護協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・	28
2	指定行政機関及び指定地方行政機関等（自衛隊含む）・・・・・・・・	30
3	県機関（県警察含む）・・・・・・・・・・・・・・・・	30
4	指定公共機関及び指定地方公共機関等・・・・・・・・	30
5	関係市町機関・・・・・・・・・・・・・・・・	33
6	市内関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第 3	避難実施要領のパターン・・・・・・・・・・・・・・・・	35
1	明石市における避難実施の基本的な考え方・・・・・・・・	35
2	屋内緊急避難のパターン・・・・・・・・・・・・・・・・	39
3	一部地域避難のパターン・・・・・・・・・・・・・・・・	42
4	全地域避難のパターン・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第 4	救援の程度及び方法の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第 5	地域防災計画における相互応援協定等・・・・・・・・	54
1	協定締結状況（兵庫県）・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2	協定締結状況（明石市）・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第 6	ヘリコプター臨時離着陸場適地・・・・・・・・・・・・	57
第 7	避難施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第 8	各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・	61
1	安否情報様式・・・・・・・・・・・・・・・・	61
2	被災情報の報告様式・・・・・・・・・・・・・・・・	66

第9 生活関連等施設の安全確保の留意点 67

生活関連等施設の種類及び所管省庁 67

生活関連等施設の安全確保の留意点 68

1 総務省関係 68

2 総務省消防庁関係 70

3 文部科学省関係 72

4 厚生労働省関係 74

5 農林水産省関係 84

6 経済産業省関係 88

7 国土交通省関係 97

8 原子力規制庁関係 105

第1 条例・要綱関係

明石市国民保護協議会条例

(平成18年3月29日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、明石市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 委員の数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事10人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

明石市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市国民保護協議会条例（平成18年条例 第5号）第8条の規定に基づき、明石市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を召集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(異動の報告)

第3条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 個人情報の保護が損なわれる恐れがあると会長が認める場合
- (2) 公正または円滑な会議運営が損なわれると会長が認める場合

3 会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の記録)

第5条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開会及び閉会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議の概要

2 会議録は、会長が指名する委員が署名し、会議の庶務を担当する課において保管するものとする。

3 会議録は公開するものとする。ただし、会議録中、次に掲げるものは公開しない。

- (1) 発言者の氏名
- (2) 発言者が識別されると認められる事項
- (3) その他公開することにより、公正又は円滑な会議運営が損なわれると認められる事項

(幹事会)

第6条 幹事会の会長は、協議会の会長が指名する。

2 幹事会の開催は、幹事会の会長が招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総合安全対策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

明石市国民保護対策本部及び明石市緊急対処事態対策本部条例

(平成 18 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、明石市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び明石市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となる。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の国民保護対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、これらの規定中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急対処事態対策本部」と、「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急対処事態対策本部長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

明石市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条—第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条—第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条—第20条）
- 附則

第1章 総則 （趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、明石市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章のうち、腕章、帽章、旗及び車両章をいい、その区分、表示及び制式は、別表に定めるとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第158条第1項に規定する身分証明書をいい、その様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次の各号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

(1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うも

の

- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者について、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2。以下「台帳」という。）に登録し、その者に対して特殊標章等を作成して交付する。

- 2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者について、原則としてその者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適当と認めるときは、台帳に登録し、その者に対して特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において市長が必要と認めるものを除く。）並びに同条第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施するときは、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により腕章等を貸与するときは、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ暇がない

と認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により再交付を受けるときは、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。ただし、特殊標章を紛失したときは、この限りでない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があったときも同様とする。

- 2 前項の規定により再交付を受けるときは、汚損又は破損した身分証明書を返納しなければならない。ただし、身分証明書を紛失したときは、この限りでない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失うときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要であると認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続については、第4条の規定を準用する。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会において、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめその周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(庶務)

第19条 明石市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総合安全対策室が行う。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２０年３月１９日から施行する。

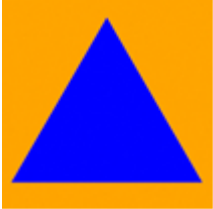
附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

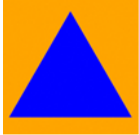
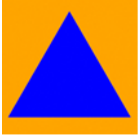
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。 （例：明石市 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示 船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	明 石 市 長 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel		
氏名／Name _____ 生年月日／Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (ProtocolI) in his capacity as _____		
交付等の年月日／Date of issue_____証明書番号／No of card_____ 許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry_____		

裏面

身長／Height_____	眼の色／Eyes_____	頭髪の色／Hair_____
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information :		
血液型／Blood type_____		

所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

別記様式 1 （第 4 条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

明 石 市 長 様

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢 字） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail： 写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型：（R h 因子）	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章の交付の場合のみ記載） 	
（市使用欄） 資 格： 証明書番号： 交付等の年月日： 有効期間の満了日： 返納日：	

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

[illegible]

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
明 石 市 長 様	
申 請 者	
住 所	
電 話	
氏 名	
印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 ※印の欄は、記入しないでください。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
明 石 市 長 様	
申 請 者	
住 所	
電 話	
氏 名	
印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入してください。
2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記してください。
3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記してください。
4 ※印の欄は、記入しないでください。

明石市消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条—第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条—第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条—第20条）
- 附則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、明石市消防局の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章のうち、腕章、帽章、旗及び車両章をいい、その区分、表示及び制式は、別表で定めるとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第158条第1項に規定する身分証明書をいい、その様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次の各号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
(交付の手續)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者について、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2。以下「台帳」という。）に登録し、その者に対して特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者について、原則としてその者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適当と認めるときは、台帳に登録し、その者に対して特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、消防長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第3条第1号に掲げる者（前項において消防長が必要と認めるものを除く。）並びに同条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両等の交付)

第6条 消防長は、前条の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施するときは、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定により腕章等を貸与するときは、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ暇がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 消防長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、特殊標章を交付した者に対

して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受けるときは、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。ただし、特殊標章を紛失したときは、この限りでない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失したとき又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損したときは、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があったときも同様とする。

2 前項の規定により再交付を受けるときは、汚損又は破損した身分証明書を返納しなければならない。ただし、身分証明書を紛失したときは、この限りでない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失うときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要であると認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続については、第4条の規定を準用する。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 消防長は、特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。
(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別されることが出来る場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会において、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめその周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(庶務)

第19条 明石市消防局における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、警防課が行う。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

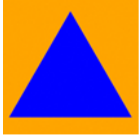
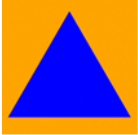
この要綱は、平成20年3月19日から施行する。

附 則 (令和3年7月27日制定)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別図（第2条関係）

表面

	明石市消防長 身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel		
氏名／Name _____		
生年月日／Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (ProtocolI) in his capacity as _____		
交付等の年月日／Date of issue_____証明書番号／No of card_____		
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry_____		

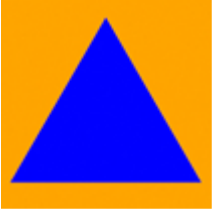
裏面

身長／Height_____	眼の色／Eyes_____	頭髪の色／Hair_____
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information :		
血液型／Blood type_____		

所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp		所持者の署名／Signature of holder

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下隅に付する。 （例：明石市消防局 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示 船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別記様式 1 （第 4 条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

明 石 市 消 防 長 様

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢 字） _____ （ローマ字） _____		生年月日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____		写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____（R h 因子 _____）		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章の交付の場合のみ記載） _____ _____ _____		
(市使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____		

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

[illegible]

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
明 石 市 消 防 長 様	
申 請 者	
住 所 (電話)	
氏 名	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 ※印の欄は、記入しないでください。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
明 石 市 消 防 長 様	
申 請 者	
住 所 (電話)	
氏 名	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入してください。

2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記してください。

3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記してください。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

第2 組織関連

1 明石市国民保護協議会委員名簿

(2021 年 8 月 1 日現在)

	機 関 名	職 名	区 分
会 長	明石市	市長	(法第 40 条第 2 項)
委 員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所長	市を管轄する 指定地方行政機関 (法第 40 条第 4 項第 1 号)
委 員	近畿地方整備局兵庫国道事務所	所長	
委 員	神戸海上保安部	部長	
委 員	陸上自衛隊姫路駐屯地中部方面特科連隊第 1 大隊第 3 中隊	中隊長	自衛隊 (法第 40 条第 4 項第 2 号)
委 員	兵庫県明石警察署	署長	県職員 (法第 40 条第 4 項第 3 号)
委 員	兵庫県東播磨県民局	局長	
委 員	明石市	副市長	副市長 (法第 40 条第 4 項第 4 号)
委 員	明石市教育委員会	教育長	教育長及び消防長 (法第 40 条第 4 項第 5 号)
委 員	明石市消防局	消防局長 (消防長)	
委 員	明石市	危機管理監	
委 員	明石市	理事 (こども育成担当) 兼こども局長	
委 員	明石市	公営企業管理者	
委 員	明石市	市民生活局長	
委 員	明石市	こども局子育て支援部長	
委 員	明石市	福祉局長	
委 員	明石市	都市局長	
委 員	明石市	教育局長	
委 員	大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	兵庫事業部 総務チームマネージャー	指定公共機関又は 指定地方公共機関 (法第 40 条第 4 項第 7 号)
委 員	関西電力送配電株式会社神戸本部 明石配電営業所	所長	

	機 関 名	職 名	区 分
委 員	山陽電気鉄道(株)	取締役鉄道事業本部長	
委 員	神姫バス(株)明石営業所	所長	
委 員	日本赤十字社兵庫県支部	事務局長	
委 員	西日本旅客鉄道株式会社西明石統括駅	統括駅長	
委 員	N T T 西日本株式会社兵庫支店	設備部 災害対策室次長	
委 員	日本通運株式会社神戸支店加古川ロジスティクスセンター	センター長	
委 員	地方独立行政法人明石市立市民病院	院長	国民保護の措置に関し、 知識又は経験を有する者 (法第 40 条第 4 項第 8 号)
委 員	一般社団法人明石市医師会	会長	
委 員	(株)明石ケーブルテレビ	代表取締役社長	
委 員	明石市障害当事者等団体連絡協議会	会長	
委 員	明石市消防団	団長	
委 員	明石市民生児童委員協議会	副会長	
委 員	明石市ボランティア連絡会	会長	
委 員	明石市連合 P T A	理事	
委 員	明石市連合まちづくり協議会	副会長	
委 員	関西大学社会安全学部	教授	
委 員	兵庫県立大学地域ケア開発研究所	教授（所長特別補佐）	
委 員	明石市社会福祉協議会	地域総合支援センター所長	

2 指定行政機関及び指定地方行政機関等（自衛隊含む）

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付	〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-12	TEL:03-3581-3464（代表） FAX:03-3581-5671（直通）
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2	TEL:03-5253-7550（直通） FAX:03-5253-7543（直通）
近畿地方整備局	姫路河川国道事務所 防災課	〒670-0947 姫路市北条 1-250	TEL:079-282-8508（直通） FAX:079-284-8879（直通）
近畿地方整備局	兵庫国道事務所 防災情報課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 3-11	TEL:078-331-4474（直通） FAX:078-334-1611（直通）
第五管区 海上保安本部	神戸海上保安部 警備救難課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1	TEL:078-331-2027（直通） TEL:078-331-5611（休・夜） FAX:078-331-8441（直通）
陸上自衛隊	中部方面特科連隊第一大 隊第三中隊	〒670-8580 姫路市峰南町 1-70	TEL:079-222-4001（代表） FAX:079-222-4001（代表）

3 県機関（県警察含む）

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
兵庫県	危機管理部防災対策課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	TEL:078-341-7711（代表） TEL:078-362-9809（直通） FAX:078-362-9839（直通）
	災害対策センター		TEL:078-362-9900～9902 FAX:078-362-9911～9912
東播磨県民局	総務企画室総務防災課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町 天神木 97-1	TEL:079-421-1101（代表） TEL:079-421-9016（直通） FAX:079-424-6616（直通）
兵庫県警察	明石警察署	〒673-0025 明石市田町 2-10-10	TEL:078-922-0110（代表） FAX:078-924-0110（代表）

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

① 報道事業者

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
日本放送協会 神戸放送局	放送部（ニュース）	〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2-24-7	TEL:078-252-5000（代表） TEL:078-252-5100（直通） FAX:078-252-5110（直通）
朝日放送テレビ （株）	報道局 ニュース情報センター	〒553-8503 大阪市福島区福島 1-1-30	TEL:06-6458-5321（代表） TEL:06-6457-5311（直通） FAX:06-6458-1241（直通）
（株）毎日放送	報道局報道部（テレビ）	〒530-8304 大阪市北区茶屋町 17-1	TEL:06-6359-1123（代表） TEL:06-6359-4268（直通） FAX:06-6359-3571（直通）
	ラジオ局		TEL:06-6375-7528（直通） FAX:06-6359-3528（直通）

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
関西テレビ放送 (株)	報道局報道部	〒530-8408 大阪市北区扇町 2-1-7	TEL:06-6314-8888 (代表) TEL:06-6314-8808 (直通) FAX:06-6314-8826 (直通)
讀賣テレビ放送 (株)	報道局	〒540-8510 大阪市中央区城見 1-3-50	TEL:06-6947-2111 (代表) TEL:06-6947-2365 (直通) FAX:06-6942-7734 (直通)
(株)ラジオ大阪	放送ビジネス本部	〒552-8501 大阪市港区弁天 1-2-4	TEL:06-6577-1314 (代表) TEL:06-6577-1321 (直通) FAX:06-6577-1320 (直通)
(株)サンテレビジ ョン	地域情報局報道部	〒650-8536 神戸市中央区東川崎町 1-1-1	TEL:078-360-0330 (代表) TEL:078-360-0343 (直通) FAX:078-360-0341 (直通)
兵庫エフエム放 送(株)	編成・事業部	〒650-8589 神戸市中央区波止場町 5-6	TEL:078-322-0899 (代表) TEL:078-322-1003 (直通) FAX:078-322-1008 (代表) FAX:078-322-1011 (直通)
(株)ラジオ関西	報道制作局報道制作部	〒650-8580 神戸市中央区東川崎町 1-5-7	TEL:078-362-7373 (代表) TEL:078-362-7380 (直通) FAX:078-362-7404 (代表) FAX:078-362-7403 (直通)
(株)明石ケーブル テレビ	営業部コンテンツ営業	〒673-0892 明石市本町 2-1-1 インティ明石ビル 5 階	TEL:078-911-7000 (代表) FAX:078-914-0077 (代表)
(株)朝日新聞社	神戸総局	〒650-0035 神戸市中央区浪花町 60	TEL:078-331-4144 (直通) FAX:078-331-4149 (直通)
(株)神戸新聞社	明石総局	〒673-0882 明石市相生町 2-10-24	TEL:078-912-4343 (直通) FAX:078-913-2833 (直通)
(株)産業経済新聞 社	神戸総局	〒650-0015 神戸市中央区多聞通 4-1-5	TEL:078-351-1771 (直通) FAX:078-361-3001 (直通)
(株)毎日新聞社	神戸支局	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 4-3-5	TEL:078-371-3221 (直通) FAX:078-371-7615 (直通)
(株)読売新聞社	神戸総局	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 1-2-10	TEL:078-333-5115 (直通) FAX:078-333-5120 (直通)
(株)時事通信社	神戸総局	〒650-0023 神戸市中央区栄町通 4-3-5 毎日新聞神戸ビル 6 階	TEL:078-362-5606 (直通) FAX:078-362-5692 (直通)
(一社)共同通信 社	神戸支局	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-5-7 神戸情報文化ビル 10 階	TEL:078-361-7922 (直通) FAX:078-361-7814 (直通)

② 運送事業者

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
西日本旅客鉄道 (株)	西明石駅	〒673-0005 明石市小久保 2-7-20	TEL:078-928-2831 (代表) FAX:078-928-3927 (代表)

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
日本通運(株)	神戸支店加古川事業所	〒670-0074 加古川市平岡町高畑字辻ヶ内 320-1	TEL:079-424-6791 (代表) FAX:079-421-0202 (代表)
(株)淡路ジェノバ ライン	運航管理者	〒656-2401 淡路市岩屋 925-27	TEL:0799-72-0181 (代表) FAX:0799-72-0036 (代表)
神姫バス(株)	明石営業所	〒651-2116 神戸市西区南別府 2-1-2	TEL:078-975-0001 (代表) FAX:078-975-0003 (代表)
山陽電気鉄道(株)	鉄道事業本部 安全推進・企画部	〒674-0092 明石市二見町東二見 1050	TEL:078-940-5161 (直通) FAX:078-940-5249 (直通)
(一社)兵庫県ト ラック協会	明石支部 事務局	〒651-2412 神戸市西区竜が岡 1-5-17	TEL:078-967-3072 (代表) FAX:078-967-4036 (代表)

③ 電気通信事業者

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
N T T 西日本(株) 兵庫支店	設備部 災害対策室	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル	TEL:078-393-9440 (直通) TEL:078-393-8320 (休・夜) FAX:078-326-7363 (直通)

④ 電気事業者

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
関西電力送配電 (株)	神戸本部 明石配電営業所	〒673-8511 明石市東仲ノ町 2-14	TEL:0800-777-3081 (代表) FAX:078-220-0024 (代表)

⑤ ガス事業者

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
大阪ガスネットワーク 兵庫事業部	導管計画チーム	〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4-5-3	TEL:078-303-7725 (直通) FAX:078-303-7701 (直通)
	保安指令センター		TEL:078-303-8600 (直通)
(一社)兵庫県 LP ガス協会	明石支部 朝比奈興産株式会社	〒674-0092 明石市二見町東二見 1457-4	TEL:078-942-2666 (代表) FAX:078-943-6818 (代表)

⑥ 病院その他の医療機関

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
(独)国立病院機 構近畿ブロック 事務所	総務経理課	〒540-0006 大阪市中央区法円坂 2-1-14 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター臨床研究セ ンター棟 6 階.	TEL:06-4790-8388 (代表) FAX:06-4790-8378 (代表)

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
(一社)明石市医師会	事務局	〒674-0063 明石市大久保町八木 743-33	TEL:078-920-8739 (代表) FAX:078-938-0898 (代表)

⑦ 道路の管理者

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
阪神高速道路(株) 神戸管理・保全部	総務課	〒650-0041 神戸市中央区新港町 16-1	TEL:078-331-9801 (代表) TEL:078-331-9926 (夜間) FAX:078-331-9889 (直通)

⑧ 日本赤十字社

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
日本赤十字社 兵庫県支部	救護課	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	TEL:078-241-9889 (代表) TEL:078-241-1499 (直通) FAX:078-241-6990 (代表)

5 関係市町機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX 番号
神戸市	危機管理局 危機対策課	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1	TEL:078-331-8181 (代表) TEL:078-322-6482 (直通) TEL:078-333-0119 (休・夜) FAX:078-322-6031 (直通) FAX:078-325-8529 (休・夜)
加古川市	防災安全部 防災対策課	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000	TEL:079-421-2000 (代表) TEL:079-427-9721 (直通) FAX:079-427-3623 (直通)
高砂市	総務部 危機管理室	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1-1-1	TEL:079-442-2101 (代表) TEL:079-443-9008 (直通) TEL:079-448-0119 (休・夜) FAX:079-442-9577 (直通) FAX:079-448-0928 (休・夜)
稲美町	経済環境部 危機管理課	〒675-1115 加古郡稲美町国岡 1-1	TEL:079-492-1212 (代表) TEL:079-492-9168 (直通) FAX:079-492-7792 (直通)
播磨町	企画総務部 危機管理課	〒675-0182 加古郡播磨町東本荘 1-5-30	TEL:079-435-0355 (代表) TEL:079-435-0991 (直通) FAX:079-435-3398 (代表) FAX:079-435-7901 (直通)
神戸市消防局	総務課 警防課	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1	TEL:078-333-0119 (代表) FAX:078-392-2119 (代表)
加古川市 消防本部	警防課	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000	TEL:079-424-0119 (代表) FAX:079-424-0530 (代表)
高砂市 消防本部	消防課	〒676-0078 高砂市伊保 4-553-1	TEL:079-448-0119 (代表) FAX:079-448-0150 (直通)

6 市内関係機関

機関名	担当部署	所 在 地	電話・FAX 番号
明石市消防団	消防局総務課	〒673-0044 明石市藤江 924-8	TEL:078-918-5270 (直通) FAX:078-918-5983 (代表)
明石市連合まち づくり協議会	コミュニティ・生涯学習 課	〒673-8686 明石市中崎 1-5-1	TEL:078-918-5004 (直通) FAX:078-918-5131 (直通)
明石市民生児童 委員協議会	地域共生社会室 地域福祉担当	〒673-8686 明石市中崎 1-5-1	TEL:078-918-5168 (直通) FAX:078-918-5051 (直通)
明石市連合 PTA	青少年教育課	〒673-8686 明石市中崎 1-5-1	TEL:078-918-5057 (直通) FAX:078-918-5155 (直通)

第3 避難実施要領のパターン

1 明石市における避難実施の基本的な考え方

(1) 武力攻撃事態の特徴

国の基本指針で想定されている武力攻撃事態として、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃及び着上陸侵攻からなる4類型となっていることより、本市についても以下の武力攻撃事態を想定し、その特色を明らかにする。

① ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴：相手の攻撃の目的や意図により攻撃の態様は様々であるが、通常少人数のグループで行なわれるため、使用可能な武器も限定され、また、被害の範囲もダーティボムなど特殊武器を除き一般的には狭い範囲に限定される。

② 弾道ミサイル攻撃の場合

特徴：発射の兆候を事前に察知した場合においても、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難である。また、攻撃目標は、相手（国又は国に準じる者）の目的や意図により変化するとともに、ミサイルの精度により、着弾地点は変化する。さらに、搭載された弾頭の種類により被害の程度や影響が大きく異なる。

③ 航空攻撃の場合

特徴：航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なる。しかし兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

④ 着上陸侵攻の場合

特徴：大規模な着上陸侵攻に先立ち航空攻撃や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、着上陸侵攻から始まる事態は想定しにくい。

本格的な着上陸侵攻の場合は、通常比較的長期間の事前準備が可能である。一方、保護措置を実施すべき地域は広範囲であり、国全体として調整等が必要となるため、国及び県対策本部長からの具体的な指示を待って対応することを基本とする。

このため、明石市における避難実施の基本的な考え方を定める事態の対象外とする。

以上、着上陸侵攻を除く、武力攻撃事態の特徴を総括すると、攻撃目標、攻撃時期、攻撃要領は、相手の目的や意図により大きく変化し、事前にこれらを特定することは、

極めて困難であると想定される。

(2) 基本的な考え方

- ① 県知事から避難の指示が有り、かつ、その対応に余裕がある場合は、市長はその指示の内容に基づき、避難実施要領等を定める。
- ② 上記①以外、特に突発的な攻撃を受けた場合等、市民等の保護のため緊急に避難させる必要がある場合は、市長は、原則屋内退避の指示をする。

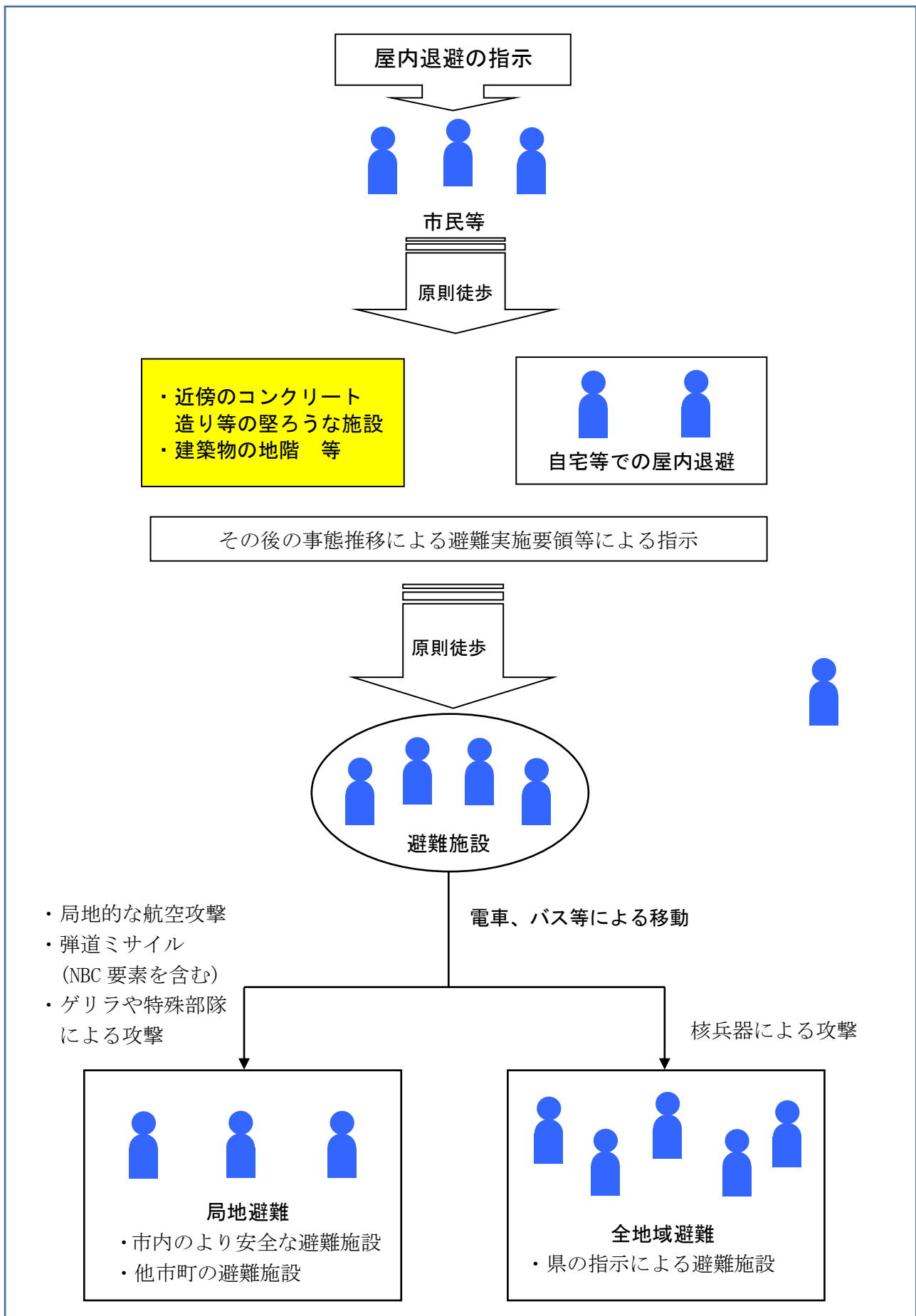
(理由)

- ① 事態の状況、安全等が確認できるまで市民等を、速やかに活動を停止させ、堅ろうな施設など、屋内への退避をさせることが最も安全と考えられるため
- ② 屋外に出ることにより二次的な災害も起こりうるため

(3) その後の対応

- ① 国の対策本部長及び県知事からの指示に基づき、避難実施要領等を定める。
- ② 市長は、事態の推移、被害の状況等を十分に把握し、必要な指示を行う場合がある。

【避難の考え方イメージ図】



(4) 伝達に当たっての留意事項

- ① 着弾後の状況を踏まえた避難の指示があるまで、屋内退避を継続するよう、繰り返し伝達すること。
- ② 市長は、県、県警察、自衛隊等の関係機関から収集した情報を、適宜、迅速に市民等へ伝達する。
- ③ 市域に弾道ミサイルの着弾地点があった場合は、市民等は、興味本位で近づかないよう周知すること。

(5) 状況の推移に伴う新たな伝達

県知事を通じて、国の対策本部長より新たな避難措置の指示が出た場合には、その指示に従った避難実施要領等を作成のうえ必要な措置を行う。

2 屋内緊急避難のパターン

避難実施要領（一例）

明 石 市 長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇国において、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示をした。

知事は、屋内への避難を指示した。

2 市の避難誘導

市長は、市域全域に着弾の可能性が在り得るものとして、市民等に屋内避難の指示を伝達する。

（避難指示伝達の一例）

「こちらは、明石市です。国の武力攻撃事態等対策本部より、〇〇国より弾道ミサイルの発射の兆候を察知したので、建物内に避難するよう警報が発令されました。速やかにできるだけ鉄筋コンクリート造のような堅牢な建物や地下施設に避難してください。」

「室内においては、エアコンや換気扇を停止し、窓などをテープで目張りし、外気をできるだけ遮断してください。」

「車を運転中の市民等は、速やかに道路外の場所に停車し、屋内避難をしてください。やむを得ず道路に置いて避難する場合は、道路の左側端に駐車し、緊急通行車両の妨げにならないように停車し、最寄りの屋内に避難してください。」

3 避難実施要領の市民等への伝達

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 広報車、消防車両等で市内巡回による伝達
- ウ J R及び山陽電鉄の市内各駅に連絡し、構内放送を依頼するとともに各駅へ職員を派遣する。
- エ 大規模集客施設、医療機関、工場等へ連絡し、施設内での周知を依頼する。
- オ 上記のほか、消防団長や自主防災組織の長、自治会長へ協力を依頼する。
- カ 車にて移動中の市民等については、県警察と連携し交通規制等を用いて避難指示を伝達する。
- キ 災害時要援護者については、一般の市民等より避難に時間を要することから、市の体制を十分に活用して、特に迅速な伝達を心がける。

4 屋内避難後の事態の状況

国の対策本部長は、弾道ミサイルが全て日本海に着弾したと発表、また、米国の偵察衛星から、〇〇国は、5発の弾道ミサイルを発射したが、現在のところ、新たな弾道ミサイルが5発準備されているとの情報を得たことを発表した。

5 避難後の対応

市は、事態の状況を防災行政無線等で伝達するとともに、屋内避難が長期化する場合は、十分な安全等を確認のうえ、避難所を開設する。そして、一時避難市民等に対し、必要な指示を行う。

(1) 今後も極めて危険な状態が継続すると考えられる場合

自宅に避難している市民等は、そのまま自宅で避難を継続し、駅、工場、集客施設等に一時避難している市民等については、そこで一時避難を継続し、市は、職員の安全を確保した上で、可能な限りの飲料水、食糧等の必要な救援を

行う。

(2) 極めて危険な状況ではないが、避難を解除できないと考えられる場合

一時避難した場所から、最寄りの避難所へ移動するよう、防災行政無線その他警報発令時に伝達した方法により伝達する。この場合、職員の安全を確保した上で、各避難所への要所要所に職員を配置し、避難を誘導するものとする。途中で警報発令のサイレンが鳴ったときには、同じく近傍の建物に避難する。

一時避難後の対応については、一時避難の場所、避難時間、スペース等その時々状況により対応が異なるため、あらゆる情報を収集した上で適切な指示を行う。

6 各部の役割

別に示す。

3 一部地域避難のパターン

避難実施要領（一例）

明 石 市 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、明石市近接の〇〇市〇〇方面に、弾道ミサイルが着弾したとの警報を発令し、事態の状況、安全が確認されるまで、市民等は速やかに活動を停止し、屋内への避難措置を指示した。

その後、県知事は、NBC弾頭のおそれがあるので、影響の可能性を考慮し、明石市のA・B地区市民等約17,000名を着弾地点からより離れた市内の避難所（〇〇方面）へ一時避難させるよう指示した。

2 市の避難誘導

（1）避難誘導の全般的方針

市長は、「A・B地区市民等約17,000名を屋内避難から本日11時00分を目途に各地区の避難施設であるC中学校・D小学校・E小学校に避難させる。その後、準備したバス〇台により、F中学校・G小学校・H小学校へ輸送する。」と避難の指示を市民等に伝達する。また、バスによる避難誘導経路を市が定め、県警察の交通規制により避難専用経路を確保する。

この際、C中学校・D小学校・E小学校までの避難は原則徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各○名を、C 中学校・D 小学校・E 小学校・F 中学校・G 小学校・H 小学校に派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員の安全を確保した上で、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(3) 避難（輸送）手段

ア 避難市民等数、避難施設

① A 地区

約 8,000 名、C 中学校まで徒歩、その後バス○台にて F 中学校へ移動

② B 地区

約 9,000 名、D 小学校・E 小学校まで徒歩、その後バス○台にて、G 小学校・H 小学校へ移動

イ 避難開始時期

〇〇日 11:00

ウ その他

避難施設までは、原則徒歩で移動する。避難経路については、通学路を原則とする。

(4) 避難実施要領の市民等への伝達

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 広報車、消防車両等で市内巡回による伝達
- ウ J R及び山陽電鉄の市内各駅に連絡し、構内放送を依頼するとともに各駅へ職員を派遣する。
- エ 大規模集客施設、医療機関、工場等へ連絡し、施設内での周知を依頼する。
- オ 上記のほか、消防団長や自主防災組織の長、自治会長へ協力を依頼する。
- カ 車にて移動中の市民等については、県警察と連携し交通規制等を用いて避難指示を伝達する。
- キ 災害時要援護者については、一般の市民等より避難に時間を要することから、市の体制を十分に活用して、特に迅速な伝達を心がける。

(5) 避難施設への移動

- ア 消防本部は、自主防災組織・自治会等の協力を得て市民等の誘導及び移動を行う。
- イ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、災害時要援護者を支援するための体制を十分に活用して、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者○名の避難は、△△施設の車両又は市が用意した車両を利用して避難を実施する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用することとする。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職員は、自主防災組織・自治会等の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難

を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、18 時 00 分までに終了するよう活動を行う。

(7) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やN B C等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 避難市民等の受入・救援活動の支援

避難先は、F 中学校・G 小学校・H 小学校とする。当該施設に対して、職員を派遣し、避難市民等の登録や安否確認を行うとともに、食糧、飲料水等の支給を行う。その際、必要に応じ県の応援を求める。

4 全地域避難のパターン

避難実施要領（一例）

明 石 市 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○○国より兵庫県南部地域に、核兵器による武力攻撃の予告があったため、警報を発令し避難措置の指示をした。

県知事は、要避難地域の兵庫県南部地域の市民等に避難の指示をした。

2 市の避難誘導

（1）避難誘導の全般的方針

市長は、市内全地域を要避難地域とした避難の指示を市民等に伝達し、避難のための誘導を行う。

避難方法については、本市全地域市民等約 292,000 名を、○日 13 時より○日間を目途に各地域の避難施設である各小中学校に集合させた後、○日 15 時以降、避難開始を実施する。また、交通機関での避難手段の方法として、鉄道は、J R 西日本、山陽電鉄、バスでは、公営バス、民間大型バス等により、避難先の○○市及び○○市(町)の指定避難施設へ避難させる。

また、○日○時より県警察による交通規制が開始され、国道△号・□号及び県道△号線の計○路線が避難専用経路となる。それまでの間は、自家用車により、できるだけ多くの人を避難させる。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

また、避難施設までの避難は、徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に

介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

（２）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各○名を、避難施設である各小中学校及び避難先の○○市及び○○市（町）の各指定避難施設に派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

（３）避難（輸送）手段

ア 避難市民等数、避難施設、避難開始時期、輸送力の配分

① 避難施設からバスでの避難手段

◎日◎時◎分より A 校区・○日○時○分より B 校区・△日△時△分より C 校区…の避難をする。

- A校区(避難人数約 9,000 名)については、A 学校から避難先〇市(町)間における車両台数は延べ〇〇台となり、県の指定した〇〇バス〇台及び公営バス〇台の合計〇台により、〇〇市(町)の各指定避難施設に往復輸送により避難させる。

② 避難施設から駅まで徒歩にて移動し鉄道による避難手段

◎日◎時◎分より D 校区・〇日〇時〇分より E 校区・△日△時△分より F 校区の避難をする。

- D 校区(避難人数約 15,000 名)については、D 学校から J R 西日本〇〇駅まで原則徒歩で移動し、〇〇駅より列車 10 両編成(1,000 人/10 両編成)の〇本により、西行方面(〇番線・〇番線)の避難先〇市(町)又は東行方面(〇番線・〇番線)の避難先△市(町)の各指定駅に移動する。各指定駅からは、徒歩又は、県の指定する交通機関等で各指定避難施設に避難させる。
- E 校区(避難人数約 10,000 名)については E 学校から山陽電鉄△△駅まで原則徒歩で移動し、△△駅より列車 5 両編成(500 人/5 両編成)で、〇本により西行方面(〇番線・〇番線)の避難先〇市(町)及び東行方面(〇番線・〇番線)の避難先△市(町)の各指定駅に移動する。各指定駅からは、徒歩又は、県の指定する交通機関等で各指定避難施設に避難させる。

③ バス及び鉄道での避難手段

◎日◎時◎分より G 校区・〇日〇時〇分より H 校区・△日△時△分より I 校区の避難をする。

- G 校区の△自治会約 2,500 名については、県の指定した〇〇バス〇台及び市営バス〇台の合計〇台により、G 学校から避難先〇〇市(町)の各指定避難施設に避難させる。
- G 校区の□自治会約 4,300 名については、G 学校から J R 西日本〇〇駅まで原則徒歩で移動し、〇〇駅から列車 10 両編成で、〇本により〇行方面(〇番線・〇番線)の避難先〇市(町)の指定駅に移動する。指定駅より徒歩又は、県の指定する交通機関等で各指定避難施設に避難させる。

④ その他

学校によっては、駅までバスで移動することもある。

- 校区(避難人数約 4,000 名)については、〇〇バス〇台、公営バス〇台合計〇台(延べ〇台)において〇学校から J R 西日本〇〇駅まで、往復輸送

する。

(4) 避難実施要領の市民等への伝達

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 広報車、消防車両等で市内巡回による伝達
- ウ J R及び山陽電鉄の市内各駅に連絡し、構内放送を依頼するとともに各駅へ職員を派遣する。
- エ 大規模集客施設、医療機関、工場等へ連絡し、施設内での周知を依頼する
- オ 上記のほか、消防団長や自主防災組織の長、自治会長へ協力を依頼する。
- カ 車にて移動中の市民等については、県警察と連携し交通規制等を用いて避難指示を伝達する。
- キ 災害時要援護者については、一般の市民等より避難に時間を要することから、市の体制を十分に活用して、特に迅速な伝達を心がける。

(5) 避難施設への移動

- ア 消防本部は、自主防災組織・自治会等の協力を得て市民等の誘導及び移動を行う。
- イ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう、災害時要援護者を支援するための体制を十分に活用して、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者○名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者○名の避難は、△△施設の車両又は市が用意した車両を利用して避難を実施する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用することとする。

（６）避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職員は、自主防災組織・自治会等の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、○日後の 15 時までに終了するよう活動を行う。

（７）安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市において集約した全ての最新の情報を提供する。

また、誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

３ 各部の役割

別に示す。

４ 避難市民等の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市及び〇〇市(町)の各指定避難施設とする。当該施設に対して、職員を派遣し、避難市民等の登録や安否確認を行うとともに、食糧、飲料水等の支給を行う。その際、必要に応じ県及び避難先の〇〇市及び〇〇市(町)の応援を求める。

第4 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）

（令和7年4月15日改正）

救援の種類			対 象	費用の限度額					備 考
収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	（基本額）避難所設置費 1人1日当り 360円以内 （加算額）冬期（10～3月）別に定める額を加算した額					1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算
		長期避難住宅の設置	（収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可）	1 一戸あたりの規模 救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当り 7,089,000円以内 3 設置費 （基本額）1人1日当り 360円以内 （加算額）冬期（10～3月）別に定める額を加算した額					1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可
	応急仮設住宅		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 一戸あたりの規模 救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当り 7,089,000円以内					1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可
炊き出しその他の給与及び飲料水の供給		炊き出しその他の給与による食品の給与及び飲料水の供給	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1人1日（3食）当り 1,390円以内					1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費					水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与			避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季（4-9月）及び冬季とし、給与等日をもって決定					次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器ニ 光熱材料
			季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
			夏季	20,300円以内	26,100円以内	38,700円以内	46,200円以内	58,500円以内	8,500円以内
			冬季	33,700円以内	43,500円以内	60,600円以内	70,900円以内	89,300円以内	12,300円以内

救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
医療の提供及び助産	医療の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診 療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護
	助 産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当たり 大人：232,200円以内 小人：185,700円以内	○ 死体の応急的処理程度ものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ又は骨箱
電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。	1 世帯当たり 739,000円以内 半壊又は半焼に準ずる程度 358,000円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施

救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
学用品の給与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○小学校児童・中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための教材実費 ○高等学校等生徒 正規授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり：5,500円 中学校生徒 1人当たり：5,800円 高等学校等生徒 1人当たり：6,300円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童 ○ 中学校生徒 義務教育の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒 ○ 高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒
死体の搜索及び処理	死体の搜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
	死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り：3,700円以内 2 一時保存 ○ 一時収容の既存建物借上費通常の実費 ○ 既存建物以外 一体当り：5,900円以内 ※ドライアイス購入費等必要時当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当たり 143,900円以内	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索、救出 4 死体の搜索、処理 5 救済用物資の整理配分

※ 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。

※ 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

※ 救援の期間は、救援の指示があった日（救援の指示を待たないで救援を行った場合にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

第5 地域防災計画における相互応援協定等

1 協定締結状況（明石市）

No.	協 定 等 名 称	締結日	締 結 先	内 容
1	兵庫衛星通信ネットワーク設備の設置及び管理運営に関する協定書	平成5年2月15日	兵庫県	衛星通信設備の設置及び管理運営
2	災害対応総合情報ネットワークシステム端末装置の設置及び管理運営に関する協定書	平成8年8月28日	兵庫県	災害対応総合情報システム端末の設置及び管理運営
3	兵庫県自治体病院開設者協議会 災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	兵庫県内自治体病院開設者	医療救護チーム派遣、患者受入れ、医師及び医薬品の提供等
4	緊急時における生活物資の確保に関する協定	平成8年3月19日	生活協同組合コープこうべ	食料、飲料水及び生活必需品の確保
5	日本水道協会関西西地方支部の災害時相互応援に関する協定	平成9年7月10日	日本水道協会関西西地方支部ほか6支部	飲料水の提供、施設の応援復旧に必要な物資の提供
6	災害時における応急対策業務に関する協定	平成10年1月17日	一般社団法人兵庫県建設業協会明石支部	災害応急対策業務の応援
7	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	兵庫県及び県内市町等	水道災害発生時の応急給水・復旧、資機材の拠出等
8	神戸市と明石市の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成16年11月16日	神戸市	災害発生時の連絡管による応援給水
9	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	兵庫県及び県内市町、関係一部事務組合	災害廃棄物処理に係る職員の応援及び資機材の提供等
10	災害時における相互応援協定	平成18年5月11日	神戸市及び神戸市隣接市（明石市ほか6市町）	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
11	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	明石市ほか10市町	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
12	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	兵庫県及び県内市町	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
13	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成18年12月1日	イオンリテール株式会社	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
14	神戸市・明石市消防相互応援協定	平成19年2月6日	神戸市	災害等発生時における職員の応援及び資機材の提供等
15	明石市・加古川市消防相互応援協定	平成19年3月30日	加古川市	災害等発生時における職員の応援及び資機材の提供等
16	災害時における機能復旧対策事務応援に関する協定	平成19年7月10日	明石市管工事業協同組合	水道災害発生時の応急復旧、資機材の拠出等
17	災害時における相互応援に関する協定	平成19年9月1日	淡路市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
18	災害時における放送要請に関する協定	平成19年11月1日	株式会社明石ケーブルテレビ	災害情報の放送要請
19	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成20年3月3日	株式会社ダイエー	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
20	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成20年3月3日	マックスバリュ西日本株式会社	食料、飲料水及び生活必需品の確保及び平常時の防災啓発事業の推進
21	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成20年3月19日	兵庫県自動車整備振興会明石支部	災害時の被災者救援、障害物除去等の応急対策業務の応援
22	災害時における仮設便所等の供給に関する協定	平成21年3月17日	㈱レンタルのにつけん西神戸営業所	災害発生時の仮設便所等の供給
23	災害時における仮設便所等の供給に関する協定	平成21年3月17日	㈲平野興業	災害発生時の仮設便所等の供給
24	災害時における緊急応援に関する協定	平成21年4月1日	明石市管工事業協同組合	水道災害発生時の応急復旧、資機材の拠出等
25	災害時における輸送業務に関する協定	平成23年9月1日	明石地区タクシー協会	災害時における人員等の輸送への協力
26	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	平成23年10月1日	㈱平安	災害時における遺体の安置・搬送等への協力
27	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	平成23年10月1日	㈱タルイ	災害時における遺体の安置・搬送等への協力
28	災害時等における人員輸送等の協力に関する協定	平成24年3月17日	山陽バス株式会社	災害時における人員等の輸送への協力
29	災害時等における人員輸送等の協力に関する協定	平成24年3月17日	神姫バス株式会社	災害時における人員等の輸送への協力
30	災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定	平成24年4月1日	第一環境㈱関西支店	水道災害発生時の応急復旧、資機材の拠出等
31	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	平成24年4月1日	明石市、加古川市、播磨町、稲美町、八尾市、東大阪市、柏原市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
32	災害時における支援協力に関する協定	平成24年7月1日	兵庫県石油商業組合西神明石支部	災害時における石油類燃料の供給及び被災者の救援
33	災害時における兵庫県明石市と千葉縣市川市との相互応援に関する協定	平成25年1月17日	市川市	食料その他生活必需品の提供、災害対応に係る職員の応援等
34	明石市と加古川市の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成25年3月27日	加古川市	災害発生時の連絡管による応援給水
35	津波一時避難地としての利用に関する協定	平成25年4月1日	川崎重工工業株式会社	津波一時避難地としての敷地の利用に関する協力
36	明石川崎ヘリポート使用に関する協定	平成25年4月1日	川崎重工工業株式会社	災害時のヘリポートの使用に関する協力
37	災害時における支援協力に関する協定	平成25年9月1日	一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会明石支部	災害時におけるＬＰガス及び資機材の供給に関する協力
38	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成25年9月1日	一般社団法人兵庫県トラック協会明石支部	災害時における物資等の輸送に必要な車両及び人員の提供
39	兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	兵庫県内市町及び消防一部事務組合等	大規模災害発生時における職員の応援及び資機材の提供等
40	明石市と播磨町の間に設置する連絡管に関する基本協定	平成25年12月3日	播磨町	災害発生時の連絡管による応援給水
41	災害時における避難所及び防災関係機関の活動拠点等の使用に関する協定	平成25年12月20日	神戸県務所	災害時に避難所及び防災関係機関の活動拠点等としての施設の使用に関する協力

No.	協 定 等 名 称	締結日	締 結 先	内 容
42	瀬戸内・海的路ネットワーク 災害時相互応援に関する協定（締結日は明石市加入日）	平成25年12月27日	明石市及び近畿・中国・四国・九州の 沿岸部自治体	応急対策・復旧に係る職員及び資機材等の提供
43	災害時における明石市と兵庫県立大学看護学部及び地域ケ ア開発研究所の支援協力に関する協定	平成26年3月11日	兵庫県立大学	災害発生時における被災者支援、救護等での救 護・看護に関する協力
44	播磨広域防災連携協定	平成26年4月22日	明石市を含む播磨地域13市9町	応急対策・復旧に係る職員及び資機材等の提供
45	明石市災害時における応急対策業務に関する協定	平成26年7月10日	鞆金田土木協力会 災害時応急対策協議会	災害応急対策業務の応援
46	明石市と稲美町の間に設置する連絡管に関する基 本協定	平成26年10月2日	稲美町	災害発生時の連絡管による応援給水
47	明石市災害時における応急対策業務に関する協定	平成26年12月25日	協同会	災害応急対策業務の応援
48	明石市災害時におけるボランティア協定	平成27年3月11日	アカシクリエイティブクラブ	災害発生時のボランティア活動への協力
49	明石市災害時におけるボランティア協定	平成27年3月11日	一般社団法人明石青年会議所	災害発生時のボランティア活動への協力
50	災害に係る情報発信等に関する協定	平成27年9月1日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等
51	災害時における段ボール製品の供給に関する協定	平成28年3月11日	セツカートン株式会社	災害時における段ボール製品の供給
52	災害時における緊急測量業務に関する協定	平成28年3月11日	明石市測量設計業協会	災害時における緊急測量業務への協力
53	災害時における応急活動に関する協定	平成30年1月22日	神鋼環境メンテナンス株式会社	水道災害発生時の応急復旧、資機材の提出等
54	中核市災害相互応援協定	平成30年4月1日	明石市ほか中核市	食料その他生活必需品の提供、 災害対応に係る職員の応援及び資機材の提供等
55	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成31年3月11日	アスピア明石北館・南館管理組合 明石地域振興開発株式会社	市本庁舎等が使用不能となった場合の代替施設とし ての施設等の提供協力
56	災害時における航空写真撮影等に関する協定書	令和元年5月14日	株式会社バスコ神戸支店	災害時等に、航空写真撮影等の必要が生じた場合の 支援
57	災害時における避難所としての施設使用に関する 協定	令和2年8月6日	国立大学法人 神戸大学	大規模災害発生時の避難者増加により市の指定避難 所での収容が困難になった場合に神戸大学附属小学 校の一部を避難所として使用
58	災害時の避難施設に係る情報提供等に関する協定	令和3年1月15日	株式会社バカン	災害発生時の避難所の混雑状況を、施設等の空き情 報配信システムを利用して配信し、市民がスマート フォンやパソコンで確認できるようにすることで、 スムーズな避難や分散避難につなげる
59	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協 定	令和3年2月10日	西尾レントオール株式会社	災害発生時に必要となる資機材について、協定の相 手方から優先的に提供を受け、速やかな支援、復旧 活動につなげる
60	災害時におけるボランティア協定	令和3年3月25日	明石ライオンズクラブ 明石セントラルライオンズクラブ 明石二見ライオンズクラブ 明石北ライオンズクラブ 明石西ライオンズクラブ 明石魚住ライオンズクラブ 明石しおさいライオンズクラブ	災害発生時のボランティア活動への協力
61	災害時の避難所等における外部給電可能な車両か らの電力供給の協力に関する協定書	令和3年7月1日	兵庫トヨタ自動車株式会社 神戸トヨペット株式会社 トヨタカラー兵庫株式会社 ネットトヨタ兵庫株式会社 ネットトヨタウエスト兵庫株式会社 トヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社	外部給電可能な車両の提供を受け、停電している避 難所において必要な電力を確保する
62	災害時等における施設等の使用に関する協定書	令和3年8月27日	イオンリテール株式会社	災害時等の車中避難先として、イオンショッピングセンターの 立体駐車場の一部及びトイレ等を使用
63	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	社会福祉法人山輝会ウェルフェア・グランデ明石	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮高齢者の受け入れ
64	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	社会福祉法人博由社博由園	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮障害者の受け入れ
65	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	社会福祉法人明桜会	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮障害者の受け入れ
66	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	医療法人社団医仁会ふくやま病院	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮者の受け入れ
67	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給
68	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和4年4月1日	国立障害者リハビリテーションセンター自 立支援局神戸視力障害センター	災害時における福祉避難所の開設、視力障害のある 要配慮者の受け入れ
69	災害救助に必要な物資の供給に関する協定書	令和4年8月16日	シバタ工業株式会社	災害時における長靴等の防災資機材の供給
70	災害時における連携協力に関する協定	令和4年11月28日	兵庫県弁護士会	被災者に対する相談業務、有益な情報提供等による 生活再建の支援
71	災害時における物資の供給に関する協定書	令和6年1月15日	コーナン商事株式会社	災害時における作業用品、日用品、飲料水や食料な どの供給
72	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和6年2月1日	医療法人双葉会江井島病院	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮者の受け入れ
73	災害発生時における指定福祉避難所の設置運営に 関する協定	令和6年3月11日	社会福祉法人 弘道福祉会 明石特別養護老人ホーム ラガール	災害時における福祉避難所の開設、 要配慮者の受け入れ
74	大規模災害時における被災者支援協力に関する協 定	令和6年3月18日	兵庫県行政書士会	被災者に対する相談業務、有益な情報提供等による 生活再建の支援
75	災害時における動物救護活動に関する協定書	令和6年4月1日	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、 西宮市、一般社団法人兵庫県獣医師会、 公益社団法人神戸市獣医師会	災害時における動物救護活動の相互協力
76	災害時における物資調達に関する協定	令和6年12月27日	スギホールディングス株式会社	災害救助に必要な食糧、生活必需品等の調達、供給 等
77	災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和7年1月27日	兵庫三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	電動車両等の貸与 電動車両の災害発生時における有用性について、平 時から市民への啓発

第6 ヘリコプター臨時離着陸場適地

所在地	施設名称	管 理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ	
					延長	幅
明石市大久保町松陰字石ヶ谷 1126-47	石ヶ谷公園野外活動広場	明石市都市局 都市整備室公園・海岸課	078-918-5039	川崎 CH-47J	80m	120m
明石市明石公園 1-27	明石公園補助競技場	公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会	078-912-7600	バートル 107	120m	57m
明石市北王子町 13-71	兵庫県立大学 明石キャンパス内グラウンド	兵庫県立大学	078-794-6580	バートル 107	110m	60m
明石市大久保町松陰 338-1	明石北わんぱく広場	明石市都市局 都市整備室公園・海岸課	078-918-5039	川崎 CH-47	130m	120m
明石市大久保町大久保 742 明石市大久保浄化センター	八木双葉グラウンド	明石市上下水道局 下水道施設課	078-934-3425	川崎 CH-47	65m	65m
明石市二見町南二見 8-1	明石海浜公園自由広場	明石市都市局 都市整備室公園・海岸課	078-918-5039	川崎 CH-47	60m	80m

第7 避難施設一覧

	名 称	所在地 町丁目名・番（番地）・号	収容人数		避難施設の面積	
			屋内 (人)	屋外 (人)	屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)
1	松江公園	松江	0	5,500		11,000
2	上ヶ池公園	鳥羽	0	13,000	0	26,000
3	明石市立弁財天厚生館	小久保5丁目14-5	169	0	338	0
4	明石市立鳥羽厚生館	野々上1丁目11-14	170	0	339	0
5	望海浜公園	船上町	0	11,500	0	23,000
6	朝霧公園	松が丘5丁目	0	11,000	0	22,000
7	大蔵海岸公園	大蔵海岸通2丁目	0	18,500	0	37,000
8	明石市立西大窪厚生館	大久保町大窪353	134	0	268	0
9	石ヶ谷公園	大久保町松陰	0	69,500	0	139,000
10	明石市立松陰厚生館	大久保町松陰95-2	133	0	266	0
11	八木遺跡公園	大久保町八木	0	6,500	0	13,000
12	明石市立西八木厚生館	大久保町八木599-3	168	0	336	0
13	金ヶ崎公園	魚住町金ヶ崎	0	42,500	0	85,000
14	明石市立美里厚生館	魚住町西岡996-1	262	0	524	0
15	明石海浜公園	二見町南二見	0	85,000	0	170,000
16	明石市立上西厚生館	二見町西二見515	270	0	540	0
17	明石市立西部文化会館	二見町西二見597-2	552	0	1,104	0
18	明石市立勤労福祉会館	相生町2丁目7-12	2,187	0	4,373	0
19	明石市立松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	3,902	5,713	7,804	11,426
20	明石市立朝霧小学校	大蔵谷字奥837-2	3,354	3,863	6,708	7,726
21	明石市立人丸小学校	東人丸町26-29	4,477	2,911	8,954	5,821
22	明石市立明石小学校	山下町12-21	3,299	2,562	6,598	5,124
23	明石市立中崎小学校	中崎1丁目4-1	3,234	4,360	6,467	8,719
24	明石市立大観小学校	大明石町2丁目8-30	2,631	4,831	5,262	9,661
25	明石市立王子小学校	王子1丁目1-1	3,139	2,000	6,278	4,000
26	明石市立貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	3,037	5,920	6,074	11,840
27	明石市立林小学校	林崎町1丁目8-10	3,316	3,671	6,632	7,341
28	明石市立和坂小学校	和坂2丁目12-1	2,817	3,002	5,634	6,003

	名 称	所在地 町丁目名・番（番地）・号	収容人数		避難施設の面積	
			屋内 (人)	屋外 (人)	屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)
29	明石市立花園小学校	西明石南町 1 丁目 1-10	3, 596	3, 030	7, 192	6, 059
30	明石市立鳥羽小学校	西明石北町 2 丁目 2-1	3, 469	2, 850	6, 937	5, 700
31	明石市立沢池小学校	明南町 3 丁目 3-1	2, 804	3, 359	5, 607	6, 717
32	明石市立藤江小学校	藤江 235	3, 831	2, 262	7, 661	4, 524
33	明石市立大久保小学校	大久保町大久保町 430	4, 373	3, 992	8, 745	7, 983
34	明石市立大久保南小学校	大久保町ゆりのき通 3 丁目 1	3, 947	1, 808	7, 894	3, 615
35	明石市立山手小学校	大久保町大窪 1600	3, 710	3, 433	7, 419	6, 866
36	明石市立高丘東小学校	大久保町高丘 3 丁目 2	3, 643	3, 511	7, 285	7, 022
37	明石市立高丘西小学校	大久保町高丘 7 丁目 23	3, 349	3, 511	6, 697	7, 022
38	明石市立谷八木小学校	大久保町谷八木 878	2, 713	4, 591	5, 426	9, 182
39	明石市立江井島小学校	大久保町西島 252	4, 823	6, 616	9, 646	13, 232
40	明石市立錦が丘小学校	魚住町錦が丘 1 丁目 17-5	2, 934	2, 500	5, 868	5, 000
41	明石市立魚住小学校	魚住町清水 570	3, 395	2, 143	6, 790	4, 286
42	明石市立清水小学校	魚住町清水 1752-2	3, 527	4, 324	7, 053	8, 647
43	明石市立錦浦小学校	魚住町西岡 1349	3, 458	3, 578	6, 916	7, 155
44	明石市立二見北小学校	二見町福里 274	3, 868	8, 397	7, 735	16, 794
45	明石市立二見小学校	二見町東二見 454	3, 254	3, 926	6, 508	7, 852
46	明石市立二見西小学校	西二見 383-34	3, 252	3, 950	6, 503	7, 900
47	明石市立朝霧中学校	大蔵谷奥 4-1	4, 506	7, 382	9, 012	14, 764
48	明石市立大蔵中学校	西朝霧丘 4-7	4, 069	8, 409	8, 137	16, 817
49	明石市立錦城中学校	上ノ丸 3 丁目 1-11	2, 483	6, 722	4, 965	13, 444
50	明石市立衣川中学校	南王子町 7-1	4, 862	3, 961	9, 723	7, 922
51	明石市立望海中学校	西明石南町 1 丁目 1-33	4, 914	5, 400	9, 827	10, 800
52	明石市立野々池中学校	沢野 1 丁目 3-1	4, 192	5, 000	8, 384	10, 000
53	明石市立大久保中学校	大久保町大久保町 200	5, 192	7, 170	10, 383	14, 340
54	明石市立大久保北中学校	大久保町大窪 2030	3, 846	5, 253	7, 692	10, 505
55	明石市立高丘中学校	大久保町高丘 5 丁目 14	4, 216	5, 243	8, 432	10, 486
56	明石市立江井島中学校	大久保町西島 680-5	3, 012	5, 573	6, 023	11, 146
57	明石市立魚住東中学校	魚住町金ヶ崎 1687-14	4, 121	6, 740	8, 242	13, 480

	名 称	所在地 町丁目名・番（番地）・号	収容人数		避難施設の面積	
			屋内 (人)	屋外 (人)	屋内部分 (㎡)	屋外部分 (㎡)
58	明石市立魚住中学校	魚住町清水 364	3, 716	9, 017	7, 431	18, 033
59	明石市立二見中学校	二見町西二見 594	4, 449	11, 660	8, 897	23, 319
60	明石市立明石商業高等学校	魚住町長坂寺 1250	5, 642	11, 000	11, 284	22, 000
61	明石市立明石養護学校	大久保町大窪 2752-1	1, 357	990	2, 713	1, 980
62	明石市立少年自然の家	大久保町江井島 567	651	0	1, 302	0
63	兵庫県立明石北高等学校	大久保町松陰字雑菜池 364-1	7, 171	12, 602	14, 341	25, 203
64	兵庫県立明石高等学校	荷山町 1744	720	12, 180	1, 440	24, 360
65	兵庫県立明石南高等学校	明南町 3 丁目 2-1	750	18, 259	1, 500	36, 517
66	兵庫県立明石城西高等学校	大久保町谷八木 1190-7	525	9, 546	1, 050	19, 091
67	兵庫県立明石清水高等学校	魚住町清水 630-1	653	11, 825	1, 305	23, 650
68	兵庫県立明石西高等学校	二見町西二見 1642-1	508	12, 222	1, 015	24, 444
69	明石公園	明石公園	138	274, 000	276	548, 000

第8 各種様式

1 安否情報様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば① ⑦ ⑧ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）
安否情報収集様式（死亡住民）
記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	負傷 非該当
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

- （注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- （注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

- （注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）
安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所(居所) _____		
氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）
安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷または疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

2 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
明 石 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

第9 生活関連等施設の安全確保の留意点

生活関連等施設の種類及び所管省庁

施行令		施 設 の 種 類	所管省庁名
27 条 1 号		発電所（最大出力 5 万 kw 以上）変電所（使用電圧 10 万 V 以上）	経済産業省
27 条 2 号		ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27 条 3 号		取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力 10 万 m ³ ／1 日以上）	厚生労働省
27 条 4 号		鉄道施設、軌道施設（平均利用者数 10 万人／1 日以上）	国土交通省
27 条 5 号		電気通信事業用交換設備	総務省
27 条 6 号		放送用無線設備（NHK 等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27 条 7 号		水域施設、係留施設	国土交通省
27 条 8 号		滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27 条 9 号		ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが 15m 未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27 条 10 号	28条 1 号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条 2 号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条 3 号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条 4 号	高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28条 5 号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条 6 号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条 7 号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条 8 号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	28条 9 号	L N G タンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省